

錦江町認知症フレンドリー事業所推進事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、認知症になっても安心して生活できる地域を目指し、錦江町内の様々な分野の事業所が一体となり、認知症フレンドリーなまちづくりを進めるため、認知症の正しい理解促進と認知症の方が生活しやすい工夫・取組を進める事業所を、「認知症フレンドリー事業所」として登録し、その取組の町内への普及を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、錦江町とする。ただし、事業の全部または一部を中立公正な運営を図り、円滑に事業を実施できると町長が認める社会福祉法人等に委託することができる。

2 前項ただし書きの規定により、委託する業務の範囲及び条件その他必要な事項は別に定める。

(事業の対象となる事業所)

第3条 事業の対象となる事業所は、従業員が1名以上在籍する錦江町内で事業を行っている事業所とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、認知症フレンドリー事業所への登録を希望する事業所からの申請を審査し、登録を認めた事業所に、掲示用のステッカーを交付するとともに、町広報誌及び町ホームページ等に掲載し、広く町民への周知を図るものとする。

(登録等)

第5条 認知症フレンドリー事業所への登録を希望する事業所は、錦江町認知症フレンドリー事業所登録申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の登録申請を受けたときは、内容を審査し、申請事業者に登録申請に係る決定通知書(様式第2号)により登録の可否を通知するとともに、登録を認める場合には、ステッカーを交付し、合わせて町ホームページにおいて公表するものとする。

(登録基準)

第6条 認知症フレンドリー事業所の登録基準については、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 事業所の代表者を含め全従業員の20%以上が、錦江町が開催する「認知症フレンドリーパートナー養成講座」を受講している事業所
- (2) 高齢者等の行方不明者が発生した際に、情報提供等早期発見への協力を行う事業所
- (3) 認知症になっても生活しやすいまちづくりに向けた取組を継続して実施する事業所

2 申請を行った事業者が、次のいずれかに該当する場合は登録しないものと

する。

- (1) 事業所及び事業所の役員等が、次の事項のいずれかに該当する場合
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令に違反する重大な事実がある場合

（登録の変更）

第7条 登録を受けた事業所が、登録内容を変更しようとする場合には、錦江町認知症フレンドリー事業所登録内容変更届（様式第3号）により町長に届け出ることとする。ただし、従業員数等の変更はこの限りではない。

（登録の抹消）

第8条 登録を受けた事業所が、登録を辞退する場合には、錦江町認知症フレンドリー事業所登録辞退届（様式第4号）により町長に届け出ることとする。

2 登録を受けた事業所の取り組みが、事業の趣旨と異なる場合には、町長は登録を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるものの他、事業の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。